

社会福祉法人かるべの郷福社会

令和6年度事業計画



社会福祉法人 かるべの郷福社会

	事業所名	事業種別	住所	定員	頁
	本部拠点区分				
	法人本部		養父市十二所 871	/	1P
	あじさい拠点区分				
シ	養護老人ホームかるべの郷あじさい	特定入居者生活介護	養父市十二所 871	50 名	10P
ニ	さざんか拠点区分				
ア	特別養護老人ホームかるべの郷さざんか	老人福祉施設	養父市十二所 871	50 名	13P
	かるべの郷さざんか短期入所生活介護事業所	短期入所（介護予防を含む） 短期入所（障がい）	養父市十二所 871	13 名	
	かるべの郷デイサービスセンター	通所介護 通所型介護予防サービス 基準該当生活介護（障がい）	養父市十二所 871	55 名	18P
	かるべの郷花笑み倶楽部	通所型生活機能向上サービス	養父市十二所 871	10 名	21P
	『KARUBE・GARDEN LIVING』 ・かるべの郷短期入所生活介護事業所 ・かるべの郷認知症対応型共同生活介護事業所	短期入所（介護予防を含む） 認知症対応型共同生活介護 （介護予防を含む）	養父市十二所 906-1	20 名 18 名	22P 25P
ホ	介護職員の養成等事業 ・かるべの郷実務者研修 ・かるべの郷喀痰吸引等研修		養父市十二所 871	15 名 10 名	28P
ケ	ドリームワークス拠点区分				
ア	『KARUBE・TREE×TREE』 かるべの郷居宅介護支援事業所	居宅介護支援	養父市上箇 153-1	/	29P
	高齢者相談センターやぶ	（養父市の委託事業）	養父市上箇 153-1	/	31P
	高齢者相談センターようか	（養父市の委託事業）	養父市八鹿町八鹿 1576	/	33P
	相談センターpolaris	（養父市の委託事業）	養父市八鹿町八鹿 1576	/	35P
	かるべの郷ホームヘルパーステーション	訪問介護 訪問型介護予防サービス 訪問型生活機能向上サービス 居宅介護・重度訪問介護・同行援護（障がい）	養父市広谷 83	/	36P
チ	かるべの郷ドリームワークス	就労継続支援 B 型	養父市広谷 83	55 名	38P
ヤ	かるべの郷ドリーム相談所	一般相談（地域移行・地域定着） 特定相談（計画相談）	養父市広谷 83	/	41P
レ	かるべの郷ドリームブリッジ	自立生活援助	養父市広谷 83	/	44P
ジ	かるべの郷グループホーム夢一	共同生活援助	養父市上箇 438-1 養父市上野 1347 B106 養父市上箇 438-1 養父市上野 1347 B207 養父市広谷字下町 115	8 名 1 名 10 名 1 名 7 名	46P
	かるべの郷多機能型事業所ドリームスペース	就労継続支援 B 型 生活介護	養父市八鹿町八鹿 1576	14 名 6 名	48P
	かるべの郷放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	養父市八鹿町八鹿 1576	10 名	51P

令和6年度 社会福祉法人かるべの郷福祉会法人本部事業計画

I はじめに



1 法人を取り巻く環境

2015 年国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と「17 の持続可能な開発目標 (SDGS)」が採択された。

今後も法人として様々な観点で地域から求められている役割を果たし、事業を継続する。

目標1 あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

- * 令和6年度の介護報酬改定及び国の求める方向性を理解する
- * 介護職員等の処遇改善加算等の取得
- * 就労継続支援B型事業所等で工賃向上を目指す



目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

- * 地域包括ケアシステムの推進
- * 職員が心身ともに健康に働き続けるしくみづくり
- * 制度・分野ごとではなく、横断的な相談支援の提供



目標4 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

- * 障害の有無や年齢に関係なく学ぶ機会を提供する
- * 事業所内で希望されるお客様に『おとなの学校』を提供
- * 幅広く自己研鑽できる環境の提案



目標5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

- * 5年間 (R4.4.1~R9.3.31) で育児休業を10名以上が取得する
- * 女性管理職の比率が50%以上となる
- * ひょうご・こうべ女性活躍推進企業 (ミモザ企業)



目標8 すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセントワーク (働きがいのある人間らしい仕事) を推進する

- * 月平均所定外労働時間を20時間以下とする
- * 常勤職員の有給休暇の年間取得日数を平均10日以上とする
- * 障がいを持ちながら働きやすい環境を構築



目標11 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

- * 困難や危機に遭遇しても、諦めずに解決方法を探る
- * すぐに回復し成長する力を持つために、人間力をつける



目標16 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する

- * 障がいを持つお子様やそのご家族様に関係機関が連携して関わる
- * 病気や障がいに関わらず、お客様らしい人生を送るために伴走する
- * 職員が主体的に自分の生きる目標をもって仕事に取り組む



2 法人の基本方針

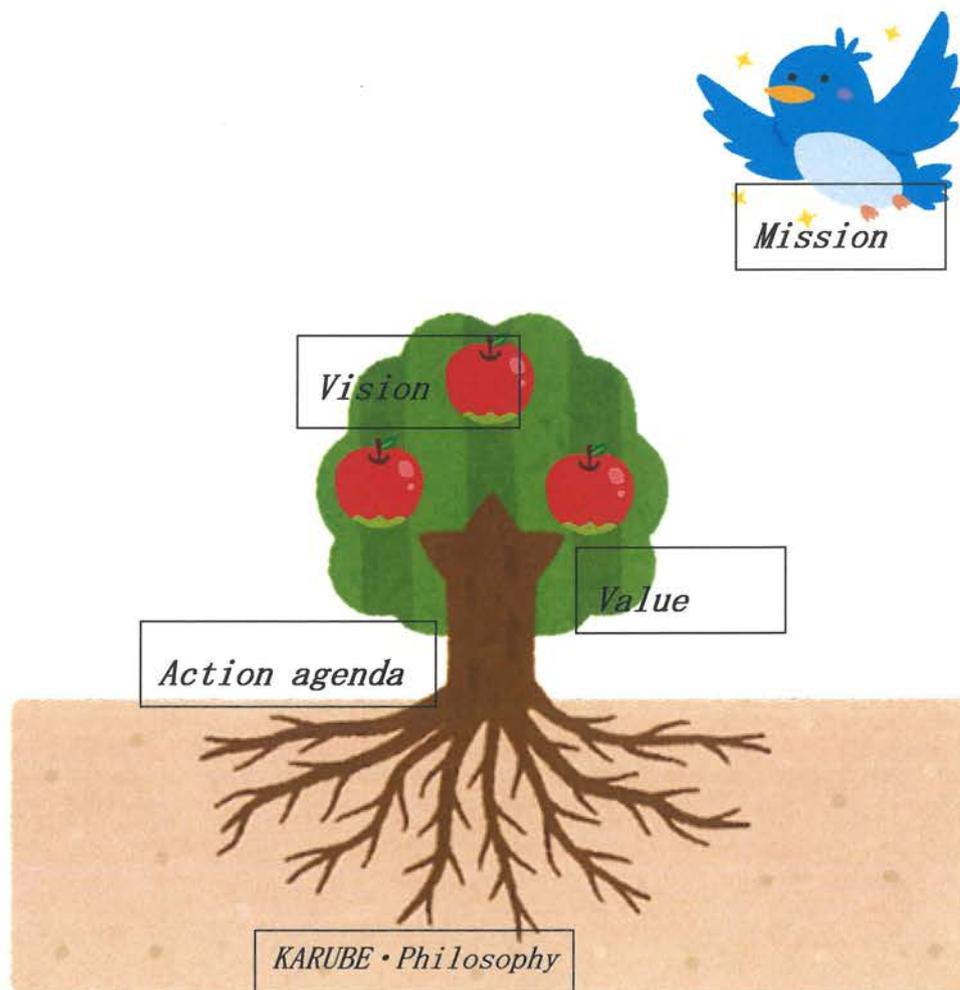
平成19年に法人を設立し、平成21年に基本理念（社是・社訓・行動指針）を定めた。部署ごとに、日々の自分たちの行動を基本理念から振り返っている。今後も基本理念の理解を深め、職員誰もが基本理念に基づいた行動に移せ、活力のある職場づくりを目指す。

Mission (果たすべき不変的な使命・存在理由)

お客様と職員が健康で幸せに暮らすことを目指します。

1947年に採択されたWHO憲章では「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にある」と定義されてきた。超高齢社会を迎える日本では、WHOの定義する健康に当てはまることは非常に難しい。

そのため、オランダでは健康について「適応してセルフマネジメントする力」ととらえ、ポジティブヘルスと名付け、「疾患や障がいがあっても、周りの力などを支えとして、人生を前向きに歩いていける力が健康である」とした。



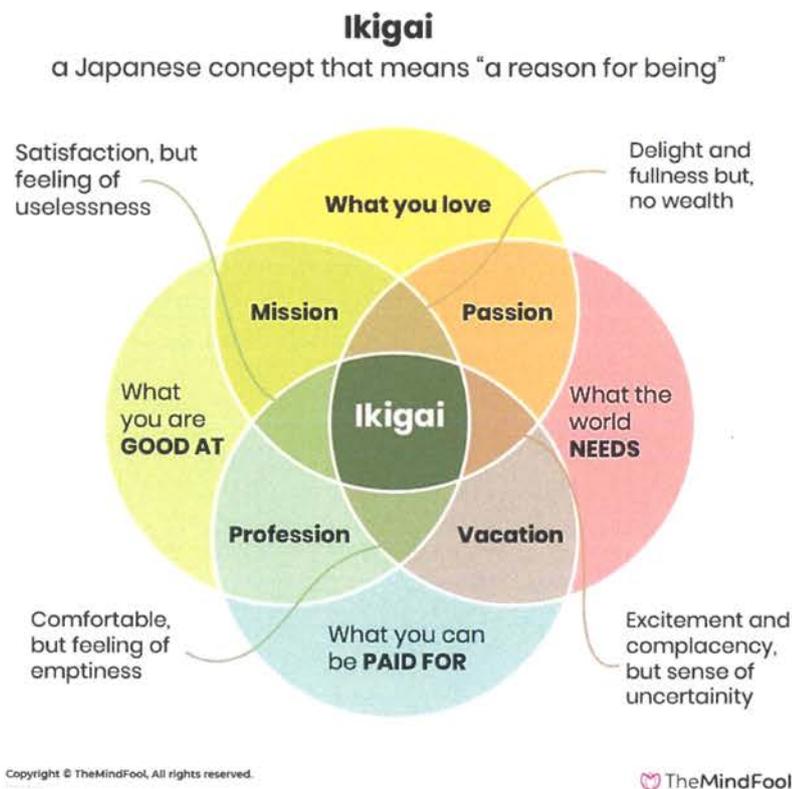
Vision (目指すべき将来の理想の状態・ゴール)

高齢者や障がいのある方が生きがいのある人生を送ることを支援し、
地域に貢献します。

アメリカの研究者 Dan Buettner は、日本の長寿の理由として「生きがい(ikigai)」に言及し、以下の図にまとめた。

「生きがい(ikigai)」とは、得意なこと、世間が必要とすること、好きなこと、稼げることの共通項となる。見つけるためには、小さく始めること、自分からの解放、調和と持続可能性、小さな喜び、<今ここ>にいることの五つの柱が重要である。

お客様を大切にすることで、ご家族様や地域の人に喜んでもらえ、自分の幸福度も上がる。仕事のやり方で悩んだら、社是の中に答えを探す。



©茂木健一郎「ikigai」

Value (共通の価値基準)

- 一、私たちは、お客様を心から大切にします。
(とことんお客様の幸せを追求していく。)
- 二、私たちは社業の発展と自らの幸福の実現を目指し、自らがその主人公となります。
(自分の人生に目標をもち、自分自身が本当に望む人生を生きていく。)
- 三、私たちは馴れ合いや妥協の和ではなく、互いに力量を磨きあい、自主性のある企業風土を築きます。
(常に「本当か?」と疑える強さをもち、「正しいこと」が通る会社である。)
- 四、私たちは社内外から期待される役割を自覚し、誇りと、責任感をもって仕事に取り組みます。
(「できない」ではなく、「〇〇すればできる」「〇〇な条件であればできる」と答える。)
- 五、私たちは、挨拶、礼儀を重んじ、人に尽くし感謝できる人間となります。
(私語はせず、返事は「ハイ」と明るく、はっきりと。)

Action agenda (行動指針)

- 一、お客様、仲間がしてほしいことをすること、してほしくないことをしないこと。
(プロとして真のニーズを見つけ、他人の喜びをともに喜び、悲しみをともに悲しむ)
- 一、いかなる状況下に於いても、笑顔で、親切、丁寧、迅速な対応をする。
(お客様は、そこで出会った人によって、法人のイメージを決定する。)
- 一、「ありがとうございます」という感謝の気持ちと言葉を忘れない。
(基本中の基本である。)
- 一、お客様にはもとより、お互い礼儀正しくする。
(礼儀は心の現われ、法人の品位となる)
- 一、常に心のコップを上に向ける。
(素直なところが重要である。)
- 一、自己研鑽に励み、知性、技能、人格を高める。
(昨日の自分より成長する。)
- 一、自己の健康管理は、重要な職務の一つである。
(企業人としての基本である。)
- 一、和衷、協同の精神を以って行動する。
(和衷とは、心の底から打ち解けること。どこの部署の職員でもかるべの郷の職員である。)
- 一、常に清潔で美しい職場を維持する。
(掃除で気づき力を高め、自分の職場を大切にする。)
- 一、問題発見者が、自ら積極的に問題解決者となる。
(気づいた人間がやるのが基本。自分の仕事に責任を持ち、風通しの良い職場を築く。)

一、プラス思考を身に付け、変化を恐れず挑戦する。

(常に進化し続ける。)

KARUBE・Philosophy(かるべ・フィロソフィー)

「どんな環境にあろうとも真面目に一所懸命生きること」

「常に“自分がよくなりたい”という思いだけでなく、“皆を幸せにしてあげたい”ということ強く意識して、それを心の中に描いて生きていくこと」(稲盛和夫氏)

トヨタ式「カイゼン」

悪い部分を良くするだけでなく、「現状に満足せず、今よりもっと良くする」のがカイゼンである。

①3Mの削減

3Mとは、ムリ・ムダ・ムラのことを指す。

ムリ(能力以上のことをして負担が大きくなる)ムダ(付加価値を生まない作業)ムラ(仕事の品質が一定ではない)

②5S活動の促進

整理 (Sorting)	必要なものと不要なものを分け、不要なものを処分
整頓 (Setting in order)	必要なものをすぐに取り出せるようにする
清掃 (Shining)	ゴミ・チリ・ホコリや汚れのないピカピカな状態を維持する
清潔 (Standardizing)	整理・整頓・清掃の3Sの活動を標準化し維持できている状態
しつけ (Sustaining the Discipline)	整理・整頓・清掃の3Sの活動が習慣化し、全員がルールを当たり前を守っている状態

③ボトムアップ式で現場主体

現場主体で業務改善に取り組み「指示待ち」から「自ら動き出す」に変革していく



Ⅱ 計画内容

1 重点的な取組

(1) 感染症対策と事業の継続

- ・新型コロナウイルス感染症等の感染症や自然災害対策について理解を深め、適切な対応を実施し、お客様にご迷惑をおかけすることなく事業を継続するよう努める
- ・業務継続計画（BCP）については、経験を踏まえ改善する

(2) 生産性の向上

- ・各事業所で業務のやり方を工夫し「ムリ」「ムダ」「ムラ」をなくすことを意識する
- ・ICTの活用に取り組む

(3) 地域との共生と社会的処方

- ・『KARUBE・GARDEN LIVING』、『特別養護老人ホームかるべの郷さざんか・あじさい・デイサービスセンター』、『かるべの郷ドリームワークス』、『かるべの郷グループホーム夢一』が、「広谷地域福祉コミュニティセンター」、「養父中学校」と連携し、広谷区の「福祉・教育ゾーン」として、今以上に地域福祉の充実を図る
- ・『KARUBE・GARDEN LIVING』で、地域に住む子どもたちや地域住民とさりげなく触れ合う機会を作り、お客様の生きがいをはぐくみ、インクルージョン（包摂）をめざす
- ・お客様の生活を見る視点を養い、福祉サービスだけでなく、地域や社会とのつながりが継続できるよう、社会的処方に取り組む
- ・地域と共に生きる法人であることを意識して行動する

(4) シニア事業の充実

- ・年齢に関わらず、ご自分の好きなこと、役割を持つことができるよう機能訓練を充実する
- ・お客様が快適に暮らせるように環境を整える
- ・お客様が自分らしく生活できるよう、各事業所で連携をとり、創意工夫する

(5) チャレンジド事業の充実

- ・働きやすい環境を整え、農福連携による工賃の向上を目指す
- ・本人の病状に合わせた落ち着ける静かな環境を提供する
- ・お客様の障がい特性にあった療育に取り組み、常に新しい知識を学ぶ
- ・退院後の地域生活の安心を支え、地域で生活できる人をさらに増やす
- ・就職や一人暮らしを希望されるお客様に寄り添って支援する

(6) ホームケア事業の充実

- ・在宅での生活が継続できるよう、連携を意識し、お客様の生活を支える

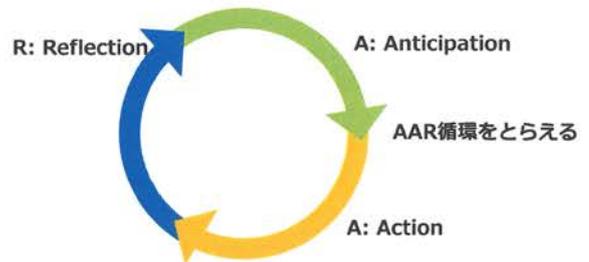
- ・地域や社会とのつながりが継続できるよう支援する（社会的処方）
- ・県や市と協力しながら「認知症の人と家族の一体的支援」に取り組む

2 計画の概要

(1) 安定した経営の実現

①人材育成

- ・経営理念を中心とした評価項目策定委員会を立ち上げ、目指すべき職員像を明確化した人事考課制度を、現場の職員と共に作成する
- ・自ら考えて動ける職員になるために、常に基本理念に立ち返る習慣をつける
- ・職員が自ら成長できるよう、人材育成のための研修を実施する
- ・根拠をもって仕事に取り組むことを意識する
- ・ワクワクして (Anticipation)
やってみて (Action)
少し振り返る (Reflection)
AAR 循環により、楽しみながら学び続ける



②介護職員の確保

- ・就職フェア等で介護の仕事のやりがい、素晴らしさを発信する
- ・外国人介護職員の雇用に取り組む
- ・老人福祉事業協会の「介護職イメージアップ事業」に協力する
- ・ホームページを定期的に更新し、Facebook や Instagram でも情報を発信する
- ・資格取得とレベルアップのために、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修を実施する
- ・現場の職員の参画する新卒採用チームで採用に取り組む

③働きやすい職場づくり

- ・社会保険労務士も参加した安全衛生委員会を開催し、労働基準法を遵守する
- ・ユースエール認定企業・ホワイト企業として、やりがいのある職場であり続ける
- ・経済産業省の「健康経営優良法人」として従業員の健康管理を経営的な視点で取り組む
- ・ストレスチェック及び面接の実施でメンタルヘルスクアを充実させる
- ・職員の定期健康診断に加え、35 歳以上の希望する職員には人間ドック（がんのオプション検査も含む）を実施し、いくつになっても元気で働ける環境を構築する
- ・改正女性活躍推進法に準じた一般事業主行動計画を策定する
- ・ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）として、長く働ける職場を目指す
- ・法人内で情報共有が速やかに行えるよう、インカムの使用や、緊急連絡網・安否確認システム「オクレンジャー」を活用する

④サービスの質の確保

- ・お客様の意思を尊重し、お客様に満足いただける最良のサービスを提供する
- ・お客様の幸福実現のために、かるべの郷全体で取り組む

- ・虐待防止の指針等に基づき、法人事業所内に虐待防止検討委員会及び身体拘束適正化委員会を設置する
- ・全職員が積極的に資格取得や自己研鑽に取り組む
- ・安全運転のための教育及び取り組みを改正道路交通法に準じて施行する
- ・出勤時、退勤前に酒気帯び確認を実施する
- ・接遇に関する研修を実施する

⑤事業の継続

- ・感染症・自然災害発生時事業継続計画（BCP）に基づき、非常時にも事業の継続に努める
- ・状況に応じ、感染症・自然災害発生時事業継続計画（BCP）を適宜見直す
- ・感染症・自然災害発生時事業継続計画（BCP）を、全職員が理解できるよう周知を図る

(2) 地域に安心を提供する、より良いサービスの実現

①誰もが相談しやすい窓口

- ・『KARUBE・TREE×TREE』が、土、日、祝日でも対応できる相談しやすい場所であり続ける
- ・介護保険だけでなく、障がいや介護保険以外の相談も継続して実施する
- ・地域の抱える福祉課題を発見し、相談センター連絡会等で行政に提案する
- ・市役所の委託による「高齢者相談センターようか」「高齢者相談センターやぶ」で受けた高齢者や障がい者等のお客様の困りごとを速やかに関係機関につなぐ
- ・相談センターpolarisで、市内のひきこもり対策支援に取り組み伴走型支援を実施する

②総合事業

- ・いくつになっても、元気で過ごしていただき、地域で活躍できるような支援を実施する
- ・花笑み倶楽部（通所型生活機能向上サービス）・訪問型生活機能向上サービス等の充実

令和6年度 養護老人ホームかるべの郷あじさい事業計画

1. 事業の運営方針

「社是」「行動指針」「社訓」を全職員が遵守し、自立支援につながるサービスの提供に努める。その時間を増やせるよう、日常業務の3M（ムリ・ムダ・ムラ）を徹底して解消し、生産性の向上を図る。

2. お客様へのサービス

- (1) お客様の自立支援を目指し、「水分ケア」「食事ケア」「排便ケア」「運動ケア」の基本的な支援を一人ひとり確実に行う。
- (2) 一人のお客様をいろいろな視点から捉え、意見や訴えを真摯に受け止め、本当の気持ちを職員がくみ取れるように努める。
- (3) 認知症のBPSDや精神疾患を有する方への知識と理解を深め、関係機関や医師と連携を図りながら適切なケアを提供できるよう努める。
- (4) 毎日の生活の中で気軽に買い物や散歩に出かけ、お客様のやりたいこと、行きたいところ等希望を確認して外出を計画し、楽しみのある生活の実現に向けた支援を行う。
- (5) 中庭での園芸、畑での野菜作り等、お客様がこれまでされてきたことが継続でき、役割を持っていただくとともに生きがいに繋がるサービスを提供する。
- (6) お客様が、介護の必要な状態になられても、最適な福祉用具を活用しお客様・職員ともに身体的負担のないケアを提供する。
- (7) 積極的に地域行事に参加し地域へ出かけたり、ボランティア等を受け入れたりと、地域との交流を深める。
- (8) 自然災害時や虐待を受けている高齢者等、緊急の受け入れがいつでもできる体制を整える。

3. 年間行事計画

	行 事 内 容
4月	桜の花見 地域行事：お走り祭り
5月	藤の花見 季節行事：端午の節句
6月	中学校トライやるウィーク
7月	地域行事：広谷観音祭り 季節行事：七夕
8月	納涼会 地域行事：広谷夏祭り（かるべの郷福祉会合同）
9月	敬老祝宴 地域行事：小・中学校運動会 季節行事：月見
10月	あじさい運動会 地域行事（かるべ神社秋祭り）
11月	紅葉狩り

12月	忘年会 季節行事：クリスマス
1月	新年祝賀会 年賀式 初詣
2月	鍋パーティー 季節行事：節分
3月	季節行事：桃の節句
	毎日：機能訓練（訓練メニューは、個別で理学療法士が作成） 1回/週：和み喫茶 毎月：誕生祝会、外出（適宜、数名ずつ）

3. 職場環境

- (1) 職員一人一人がかかるべの郷福社会の経営理念を理解し、仕事の中で理念に基づいた判断や行動がとれるようになる。
- (2) 業務やケアの変更、事故後の対応等、スピーディーに適切なケアの見直しができるよう、業務中にインカムで気軽に相談し協力し合う。また、気づきやヒヤリハット等もその場ですぐに全職員が情報共有できるようにする。
- (3) 職員同士でも言葉遣いや気遣いに配慮し、適宜、指示や注意をし合い、秩序正しい職場の雰囲気を作る。
- (4) 全職員が明るく、元気に働くことができるよう、職員の心身の健康管理に留意し、心配事や悩み事等もすぐに誰かに相談でき、解決できる職場環境を作る。
- (5) さざんかやデイサービス、ドリームワークスの職員等とケア方法等を相談し、情報交換を普段から行い、困った時に（特に夜間の緊急時）協力しやすい関係を作る。

4. 職員研修

- (1) 専門職としての知識・技術の向上を図るため、施設内外の研修に積極的に参加し、ケアの質の向上に努める。
- (2) 職員一人ひとりがお客様の気持ちに寄り添い、それに応えるための行動がとれるよう、接遇に関する研修会を定期的に行い、スキルを身に付ける。
- (3) 定期的に自己評価と面接（年2回）を行い、自分の仕事についてフィードバックし、振り返る機会を設けることで更なる成長を促す。

5. 施設の安全対策

- (1) 消防訓練 年間2回（5月・10月） 南但消防本部と合同避難訓練（総合訓練）の実施。
- (2) 自然災害時、お客様及び職員が冷静かつ迅速に対応できるよう、適宜対応マニュアルの見直しを行う。

6. 各種会議

- (1) 法人全体会議

- (2) 安全衛生委員会
- (3) 感染症委員会
- (4) 給食会議
- (5) 事故対策委員会、苦情対策委員会
- (6) 虐待防止検討委員会
- (7) 身体的拘束等適正化検討委員会
- (8) ケアプラン検討会議
- (9) 業務検討委員会
- (10) 職員会議

令和6年度 特別養護老人ホームかるべの郷さざんか事業計画

1. 事業の運営方針

「社是」・「行動指針」・「社訓」を全職員が遵守し、お客様がその人らしく穏やかに安心した気持ちで、さざんかでの生活を送っていただけるように努める。介護ロボット・ICTの活用、人材育成、チームケアの質の向上に取り組み、介護の価値を高める。

2. お客様へのケア（サービス）

- (1) お客様の思いに寄り添い安心した生活を送っていただけるよう、お客様一人ひとりの生活歴やご要望など情報を共有し、全職員がお客様の理解に努める。
- (2) 認知症ケアではユマニチュードの技法を取り入れ、視線を合わせ、関わり時は常に言葉かけを行い、お客様が安心感を抱くことのできるケアを提供する。
- (3) 全職員がインカムを活用して情報を共有し、協力し合い、各職員が業務の優先順位を判断しながら一番最適な職員が対応し、お客様を待たせないケアを目指す。
- (4) ノーリフティングケアの考え方や正しい介護技術（起居・移乗だけにとどまらず、ポジショニング、シーティング等のお客様の生活全般）を全職員が身に付け、お客様の安楽な生活と共に職員の介護の身体的負担を軽減する。
- (5) お客様の生活を活性化できるよう、季節を感じていただけるような行事を取り入れながら、体操や歌、軽作業など毎日身体を動かす機会を設け、また、カラオケやクッキングなど楽しみとなるメニューを定期的を実施する。
身体機能の維持が必要な方には、機能訓練メニューを個別で作成し実施する。
- (6) お客様に快適かつ安全に生活していただけるよう、また、職員が効率的に業務を遂行できるように、居室や廊下、食堂、トイレ、倉庫、事務所など整理整頓し、常に清潔を保つ。
- (7) 職員の経験年数が異なっても、業務にかかる時間や質が一定となるよう業務の手順書を作成する。
- (8) 感染症を再発させないよう、日常の感染症対策を徹底する。
- (9) お客様とご家族が、最期まで穏やかな気持ちで過ごすことの出来る看取りケアを行う。

3. 年間行事計画

	行事内容
4月	桜の花見 地域行事：お走り祭り
5月	藤の花見 季節行事：端午の節句

6月	ドライブ（近隣の喫茶店など）
7月	地域行事：広谷観音祭り 季節行事：七夕
8月	納涼会 地域行事：広谷夏祭り（かるべの郷福社会合同）
9月	敬老祝宴 季節行事：月見
10月	地域行事：秋祭り
11月	紅葉狩り
12月	クリスマス 忘年会
1月	新年祝賀会
2月	鍋 季節行事：節分
3月	季節行事：桃の節句
	毎日 : 体操、趣味活動、脳活性メニュー 随時 : 誕生祝会（入居者の誕生日） クッキング、カラオケ

4. 働きやすい職場づくり

毎日体力を使い、時間に追われる業務の中でも、心にゆとりをもって仕事ができ、また、効果的に業務が遂行できるよう、職員の介護力・考える力の向上を図り、働きやすい職場づくりを目指す。

- (1) 職員一人一人がかるべの郷福社会の経営理念を理解し、仕事の中で判断や行動がとれるようになる。
- (2) 全職員が常に考えながら仕事に取り組み、「5S委員会」「NLC委員会」「常に考えるケア委員会」「業務改善委員会」の4つの委員会を中心に、問題点（ムリ、ムダ、ムラ）等意見を出し合い、問題を解決していく。
- (3) 業務やケアの変更、事故後の対応等、スピーディーに適切なケアの見直しができるよう、業務中にインカムで気軽に相談し合え、また、必要に応じてミーティングを開催する。
- (4) 職員同士でも言葉遣いや気遣いに配慮し、適宜、指示や注意をし合い、秩序正しい職場の雰囲気を作る。
- (5) 全職員が明るく、元気に働くことができるよう、職員の心身の健康管理に留意し、心配事や悩み事などもすぐに誰かに相談でき、解決できる職場環境を作る。
- (6) 先輩職員が後輩職員に、お客様の可能性や仕事のやりがい、楽しさを伝えていけるような良い人間関係を作る。

5. 職員研修

- (1) 職員会議を、会議に加え、考え方の統一を図り職員の人間性を高められる研修の場とする。

- (2) 但馬長寿の郷 PT の訪問時（1回/2ヶ月）、実際に職員のお客様へのケアを観てもらい介護技術の指導や研修を受ける。また長寿の郷等が主催する指導者養成研修に参加し、介護技術を理論から教えられるリーダーを育てる。
- (3) より安心・安楽なケアの提供とともに介護職員自身の介護負担の軽減を目指し、介護技術の基本等、施設内で勉強会を定期的（2回/月）に開催し、全職員が専門性を高められる機会を作り、さざんかの職員は全員が参加できるようにする。
- (4) 介護・看護の専門分野だけに留めず、多様な分野の研修会、講演会等に積極的に参加し、幅広い知識を身に付けケアの質の向上を図る。
- (5) NLC 推進の取り組み、生産性向上の取り組み等、先進的に行っている施設を見学し、視野や考え方を広げ、さざんかの業務改善に活かしていく。
- (6) 定期的（年2回）に自己評価と面接を行い、自分自身の仕事の振り返りを行うとともに、自信を高める機会を設け更なる成長を促す。

6. 施設の安全対策

- (1) 消防訓練 年間2回（5月・10月）*併設施設（特養、養護）と共同
南但消防本部と合同避難訓練（総合訓練）を実施。
- (2) 自然災害時、お客様及び職員が冷静かつ迅速に対応できるよう対応マニュアルの見直しを適宜行うとともに訓練を行う。
- (3) クラスタ発生時、拡大を最小限に抑え、短期間で終息できるよう、職員が迅速かつ的確に対応できることを目指し、定期的に研修会を開催し、訓練を行う。また、対応マニュアルの見直しを適宜行う。

7. 会議等

- (1) 法人全体会議
- (2) 安全衛生委員会
- (3) 感染症委員会
- (4) 給食会議
- (5) 入所判定委員会
- (6) 事故対策委員会、苦情対策委員会
- (7) 虐待防止検討委員会
- (8) 身体的拘束等適正化検討委員会
- (9) 安全委員会
- (10) ケアプラン検討会議
- (11) 職員会議
- (12) 「5S 委員会」「NLC 委員会」「常に考えるケア委員会」「業務改善委員会」

8. 栄養管理

「社是」、「行動指針」、「社訓」に基づき、人間の活力の源である『食べること』を通して、お客様の QOL の向上と栄養状態の維持・改善に繋がられるよう、また、お客様の楽しみとなる

よう季節感あふれた美味しい食事を提供できるようにする。

[栄養管理]

(1) 栄養ケアマネジメントの充実

多職種協働でお客様の身体状況、栄養状態及び嗜好を把握し、お客様に最適な栄養ケア計画の策定、評価を行い、個別に対応した栄養ケアを提供していく。また、経口での食事が継続できるように医師の指示のもと管理を行う。

(2) お客様に喜んでいただける食事の提供

【献立】

- ・施設の給与栄養所要量に基づく献立により、健康の維持増進を図る。
給与目標量の設定の見直し 4月・10月（年2回）
各食事形態の給与栄養量、食品構成を見直す。
- ・季節の食材、地元の食材の積極的な活用、バランスのとれた献立の作成を行い、お客様個々の嗜好に対する満足度をより高めていくようにする。また月1回厨房職員おすすめメニューを取り入れる。
- ・嗜好調査：食事時の声かけ、お客様との話し合いにおいて嗜好調査を行い献立に反映させていく。お客様の苦手なものを把握し代替食を充実させる。
- ・検食：お客様、職員の意見を反映させ、献立の見直しをする。
- ・楽しみの一つである手作りおやつを提供する機会を増やす。

【調理】

- ・多様な調理可能であるスチームコンベクションを積極的に活用し、効率のよい作業を行う。
- ・見た目もきれいで美味しくお客様の状態にあった食事を提供できるようにさらに充実させる。
- ・業務を円滑かつ効率的に進めるためにマニュアルを見直す。

【適温食】

- ・温冷配膳車・冷蔵庫を活用し、また配膳時間を考えて盛り付けを行い、適温食の提供を行う。

[食材料管理]

- (1) 購入先の選定及び購入方法について研究検討を重ね、適正食費の確保に努める。
- (2) 原材料の保管方法及び検収において品質の確認、保持に努める。
- (3) 非常時の食生活体制マニュアルを見直す。非常時の備蓄食を確保する。

[衛生安全管理]

(1) 食中毒の防止

大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、衛生管理の意識強化に努める。

(2) 厨房の衛生保持

厨房の清潔保持・整理整頓・自主点検を適時行う。

- ・健康診断 年1回
- ・検便 毎月1回以上、 6月～9月（月2回）
- ・拭取検査・害虫駆除 毎月
- ・保存食 保存食採取点検 毎食ごと
- ・衛生管理自主点検 毎日
- ・安全衛生パトロール 毎月

令和6年度 かるべの郷デイサービスセンター事業計画

1. 事業の運営方針

「社是」「社訓」「行動指針」を全職員が遵守し、お客様がその人らしく生きがいのある人生を送ることのできる支援に務め、地域に貢献できる事業運営を目指す。

お客様に楽しみや目的を持ってデイサービスを利用していただけるよう、お客様一人ひとりの希望に添ったサービスの提供に努める。

- (1) インカムを活用し、職員同士頻繁に情報の共有を行い、お客様に迅速に統一した対応を行う。
- (2) 体調面、精神面が安定されず通常の利用が難しいお客様に対し、利用していただきやすいよう、送迎時間や利用日の変更調整、サービス内容の配慮など柔軟に対応する。
- (3) 新規の紹介にも繋がるよう、こまめにケアマネジャーと情報交換し、お客様のご要望を把握してサービスに活かしていく。よりお客様に必要とされるサービスを提供し、選んでいただけるようにする。
- (4) 常時、フロアの美化に気を配る。また、見た目だけではなく感染症予防に努め、お客様にとって安心・快適な環境を作る。
- (5) 職員も毎日の体温測定、体調確認やマスクの着用、消毒、手洗いを徹底し感染症予防に努める。

2. 機能訓練・個別メニュー

お客様の自立支援を目的とした機能訓練の充実を図り、よりお客様一人ひとりの希望に添ったサービスを提供していく。

- (1) 体を動かす機会を希望されるお客様が多いため、レッドコードやマシンを使用した機能訓練や機能訓練指導員によるリハビリをしていただけるようなメニューを計画する。
- (2) 調理リハビリ、カラオケ、買い物など、お客様が意欲や目的を持って、生活の中でのリハビリを継続していただけるようなメニューを計画する。
- (3) ハンドメイド、クラフト作品作りなどの趣味活動やカラオケを好まれるお客様が多いため、本格的に趣味を楽しみ意欲を持ち続けていただけるようお客様のニーズにさらに応えられるようなメニューを計画する。
- (4) 機能訓練、リラクゼーションなど過ごし方によって部屋を選択できるようにし、目的に合わせてお客様が過ごしやすい環境を整える。
- (5) 職員がお客様と積極的にコミュニケーションを図り、お客様自らメニューを選択し取

り組んでいただけるよう、お客様のやりたいことを見つけ意欲を引き出していく。

(6) 1日のプログラム

入浴 (午前・午後)				
選択メニュー 一項目	① レッド コード	② フット マッサージ	③ マシン	④ 調理 リハビリ
9:30	来所・バイタル測定・スケジュール決定			
9:45	入浴 (一般浴) (特浴)	・選択メニュー、 各スケジュール (調理リハビリ、機能訓練等)		
11:30	集団体操、口腔体操			
12:00	昼食			
14:00	入浴 (特浴)	・選択メニュー、 各スケジュール (機能訓練、個別レク等)		
15:00	選択メニュー、個別レク (手芸、将棋等)			
15:30	喫茶タイム			
16:05	送迎開始			

*お客様の誕生日に近い利用日にお誕生日のお祝いを行う。

*月1回、理容日を設け、美容師が訪問。

ご希望者にカットしていただけるようにする。

*週1回マックスバリュの移動販売を利用していただく。

4. 職場環境

- (1) 全職員が常にお客様に意識を向け、常に気を配ることのできる職場環境を目指す。
- (2) 職員一人ひとりが、かるべの郷の職員としての誇りと自覚、責任感を持ち、何事にも自主的に取り組むことのできる職場環境を作る。
- (3) 職員同士がお互いに声を掛け合い、コミュニケーションを図りながら研鑽し合える職場環境を作る。
- (4) 職員の心身の健康管理に留意し、明るく元気に働くことのできる職場環境を作る。
- (5) 職員同士でも正しい言葉遣い・マナーに気を付け、秩序正しい職場環境を作る。
- (6) 部署内外の情報交換、意見交換を積極的に行い、柔軟に連携がとれる関係を作る。

5. 職員研修

サービスの質を高めるため各職員が介護のプロとしての自覚と向上心を持ち、人間性の向上を目指す。

- (1) 職員会議を、会議に加え職員の人間性を高められる研修の場とする。

- (2) 専門的なサービスを提供できるよう、機能訓練、認知症予防を目的とした体操など資格や技術を取得し、各職員が専門性を高める。
- (3) 職員一人一人が、お客様のその時の気持ちに寄り添い、それに応えるための行動がとれるよう、接遇に関する研修会を定期的に行い、スキルを身に付ける。
- (4) 定期的（年2回）に自己評価と面接を行い、自分自身の仕事の振り返りを行うとともに自信を高める機会を設けることで更なる成長を促す。
- (5) 入浴介助について、より安全・適切な介助を実現するための入浴介助技術の研修の受講を行う。

6. 施設の安全対策

- (1) 消防訓練 年間2回（5月・10月）*併設施設（特養、養護）と共同
南但消防本部と合同避難訓練（総合訓練）の実施
- (2) 自然災害時、お客様及び職員が冷静かつ迅速に対応できるよう対応マニュアルの見直しを適宜行う。

7. 各種会議

- (1) 法人職員全体会議
- (2) 安全衛生委員会
- (3) 感染症委員会
- (4) 苦情・事故対策委員会
- (5) 給食会議
- (6) 職員会議
- (7) 運営ミーティング
- (8) 身体拘束等適正化委員会
- (9) 高齢者虐待防止委員会
- (10) サービス担当者会議

令和6年度 かるべの郷花笑み倶楽部事業計画 (養父市介護予防・日常生活総合支援事業)

1. 事業の運営方針

「社是」「社訓」「行動指針」を全職員が遵守し、お客様がその人らしく生きがいのある人生を送ることのできる支援に務め、地域に貢献できる事業運営を目指す。

心身ともに元気に安心して自宅での生活が継続できるよう、お客様の要望に添ったサービスの提供に努める。

2. 事業の基本方針

(1) 介護予防サービスの提供

- ・体を動かす機会を希望されるお客様が多いため、レッドコードやマシンを使用した運動メニューを計画する。
- ・定期的に看護師がバイタル等の健康チェックを行うと共に健康相談に応じ健康管理を行う。

(2) 余暇活動の充実

- ・お客様一人一人が余暇活動を楽しみリフレッシュできるよう趣味活動を提案する。
- ・趣味活動メニューの充実を図り、本格的に取り組んでいただけるようボランティアの活用をすすめる。
- ・お客様同士、励まし合い、情報の交換ができるような場を提供する。
- ・マックスバリュの移動販売を利用し買い物の機会を提供する。

(3) 関係機関との連携強化

- ・地域包括支援センターとの情報交換をこまめに行い、新規のお客様を開拓する。
- ・利用中のお客様の状況を把握し、必要に応じて介護保険サービスにスムーズに移行できるよう支援する。

3. 年間行事計画

	行事内容		行事内容
4月	花見	10月	外出行事：観光
5月	端午の節句	11月	文化祭
6月	外出行事：観光	12月	クリスマス会
7月	七夕会	1月	新年会、10日えびす
8月	夏祭り	2月	節分
9月	敬老祝宴	3月	桃の節句

令和6年度 かるべの郷短期入所生活介護事業計画

『KARUBE・GARDEN LIVING』

1. 事業の運営方針

利用していただくお客様の『その人らしさ』を大切に、生き甲斐を持ち穏やかな気持ちで毎日を過ごしていただけるように支援する。

リビングから地域の子どもや住人の方々の姿や声を身近に触れ、入所中であっても地域との繋がりを感ずることができ、お客様とそのご家族が安心して利用していただける場所になるように努める。

そして、開かれた施設であることで地域の方々にとっても身近な存在となり、ひいては高齢者・障がい福祉の理解につながっていくような事業の運営を目指す。

- (1) ユニットケアの特性を生かし、ゆっくりとお客様とコミュニケーションを図ることで希望や想いを把握し、個々にあったケアの提供を行う。
- (2) お客様一人ひとりの生活歴、人柄、趣味、家庭環境や健康状態等を把握し、ケアに活かす。
- (3) お客様の不安や苛立ちを真摯に受け止め、その方の視点に立つことで理解に努める。
- (4) インカムを活用し迅速な情報の共有とチームワークを強化し、統一したケアを行う。
- (5) お客様だけでなくご家族や関係機関と連携を図り、お客様個々に合わせた適切なケアの提供に努める。
- (6) 電話や連絡帳、ケアプラン、LINE、ビデオ通話等を活用し、ご家族にあった連絡方法でこまめに連絡をとり、お客様の様子だけでなくケアの考え方を伝え、より深い信頼関係を作る。
- (7) 毎日の体調確認、消毒、マスクの着用、手洗いを徹底し感染症予防に努める。

2. 年間行事計画

季節の行事や行事にちなんだ食事を提供することで四季を感じていただけるよう支援する。毎日の体操やレクリエーションの他、日々の生活の中での施設内外での散歩や日常生活の動作を通して身体を動かす機会を作り、心身機能の維持や生きがいや楽しみある生活の実現に向けた支援を行う。また、令和5年8月から実施している回想法や季節の話題を取り入れた授業形式の『おとなの学校』を継続して開催することで、楽しみながら意欲を高めることができるように支援する。

	行 事 内 容
4月	桜の花見 お走り祭り（地域行事）
5月	端午の節句

6月	日帰り外出
7月	七夕 広谷観音祭り（地域行事）
8月	かるべの郷夏祭り（地域との交流行事）
9月	敬老祝宴
10月	広谷秋祭り（地域行事）
11月	紅葉狩り
12月	クリスマス
1月	新年祝賀会 初詣
2月	節分
3月	桃の節句
その他 の行事	季節のクッキング、外出

3. 職場環境

- (1) 毎日、企業理念を唱和するとともに、毎月一つの社訓に特化して、職員一人ひとりが取り組みを見つめ直す機会を持つ。職員に周知させることで企業理念を遵守し、誇りと自覚と責任感を持ち、失敗をおそれず何事にも自主的に取り組むことのできる職場環境を作る。
- (2) ハウスルールを周知させ、気持ちよく働ける職場環境を作る。また、ハウスルールは適宜見直しを行い、時期にあったものに修正する。
- (3) 全職員が「お客様や仲間のして欲しいことをすること」ができるように、インカムを活用し常にタイムリーに職員同士で相談や改善を行う。
- (4) 職員同士が馴れ合いや妥協することなく、互いに研鑽し合い専門性や人間性を高め合える職場環境を作る。
- (5) 職員が健康診断や人間ドックのほか、毎日体調チェックを行うことで、明るく元気に働くことのできる職場環境を作る。
- (6) 職員同士でも言葉遣いや気遣いに配慮し、秩序正しい職場の雰囲気を作る。
- (7) 部署内外の情報交換、意見交換を積極的に行い、柔軟に連携がとれる関係を作る。
- (8) チェック表を活用し、分かりやすく統一したケアが行いやすい環境を作る。

4. 職員研修

- (1) 専門職としての知識・技術の向上を図るため、施設内外の研修会に積極的に参加し、ケアの質の向上に努める。
- (2) 職員一人ひとりがお客様やそのご家族の気持ちに寄り添い、それに応えるための行動がとれるよう、接遇に関する研修会を定期的に行い、スキルを身に付ける。
- (3) 定期的に自己評価と面接（年2回）を行い、自分の仕事についてフィードバックし、振り返る機会を設けることで更なる成長を促す。

5. 施設の安全対策

- (1) 避難訓練 年間2回（5月・10月） 実施。
- (2) 自然災害時、お客様及び職員が冷静かつ迅速に対応できるよう、適宜対応マニュアルの見直しを行う。

6. 各種会議

- (1) 法人全体会議
- (2) 安全衛生委員会
- (3) 感染症委員会
- (4) サービス担当者会議
- (5) リスクマネジメント委員会
(身体拘束等適正化検討委員会・事故対策委員会・虐待防止委員会含)
- (6) 業務検討委員会（苦情対策委員会含）
- (7) 給食会議
- (8) 職員会議

令和6年度 かるべの郷認知症対応型共同生活介護事業計画

『KARUBE・GARDEN LIVING』

1. 事業の運営方針

「入居されているお客様が日常生活の中で、地域の子どもや住人の方々の姿や声を身近に感じることができる地域に開かれた施設」というガーデンリビングのコンセプトを活かし、入居されているお客様に住み慣れた地域で安心した生活を提供します。

そして、開かれた施設であることで地域の方々にとっても身近な存在となり、ひいては高齢者・障がい福祉の理解につながっていただけるような事業の運営を目指す。

- (1) 毎日の暮らしの中で、日常生活のごく当たり前のことが継続していただけるようアシストし、お客様一人ひとりの暮らしを大切にされたケアを実践する。
- (2) お客様一人ひとりの生活歴、人柄、趣味、家庭環境や健康状態等を把握し、ケアに活かす。
- (3) お客様と積極的にコミュニケーションを図り、想いや要望を確認し個々に適したサービスの提供に繋げる。
- (4) 認知症に対する知識と理解を深め、関係機関や医師と連携を図りながら適切なケアが提供できるよう努める。
- (5) 建物内の生活だけでなく、散歩や日用生活品の買い物、ティータイムなど、日常の生活の中で積極的に地域に出でいただく機会を設ける。
- (6) お客様とご家族とが一緒に過ごせる時間を持つことで、生きがいや楽しみとなるようにご家族と連携を図り、一緒に過ごしていただく機会を設ける。
- (7) 電話やLINE、ビデオ通話等を活用し、ご家族にあった連絡方法でこまめに連絡をとり、お客様の様子だけでなくケアの考え方を伝え、より深い信頼関係を作る。
- (8) 入居されているお客様はもちろん、地域の方、養父市地域包括支援センター、ご家族の意見等を伺いサービスに繋げる。

2. 年間行事計画

お客様に積極的に地域行事への参加を勧め、地域とのつながりを深める。日々の生活の中での歩行、運動器具を用いた効果的な体操を行うことを習慣とするとともに、調理や掃除等の家事作業を通して身体を動かす機会を作り、心身機能の維持や生きがいのある生活の実現に向けた支援を行う。さらに、より充実した毎日が送れるよう毎日の余暇時間で取り組めるメニューを増やす。

また、令和5年8月から実施している回想法や季節の話題を取り入れた授業形式の『おとなの学校』を継続して開催することで、楽しみながら意欲を高めることができるように支援する。

	行 事 内 容
4月	桜の花見 お走り祭り（地域行事）
5月	端午の節句
6月	中学校トライやる
7月	七夕 広谷観音祭り（地域行事）
8月	かるべの郷夏祭り（地域との交流行事）
9月	月見 敬老祝宴 地域行事（小・中学校運動会見学）
10月	広谷秋祭り（地域行事）
11月	紅葉狩り
12月	クリスマス
1月	新年祝賀会 初詣 地域行事（えべっさん）
2月	節分
3月	桃の節句
その他 レクリエーション	毎日：体操、脳活性メニュー、趣味活動、おとなの学校 月1回：個別外出 月2回：クッキング 随時：誕生祝会（入居者の誕生日）

3. 職場環境

- (1) 毎日、企業理念を唱和するとともに、毎月一つの社訓に特化し、職員一人ひとりが取り組みを見つめ直す機会を持つ。職員に周知させることで企業理念を遵守し、誇りと自覚と責任感を持ち、失敗をおそれず何事にも自主的に取り組むことのできる職場環境を作る。
- (2) ハウスルールを周知させ、気持ちよく働ける職場環境を作る。また、ハウスルールは適宜見直しを行い、時期にあったものに修正をする。
- (3) 全職員が「お客様や仲間のして欲しいことをすること」ができるように、インカムを活用し常にタイムリーに職員同士で相談や改善を行う。
- (4) 職員同士が馴れ合いや妥協することなく、互いに研鑽し合い専門性や人間性を高め合える職場環境を作る。
- (5) 職員が健康診断や人間ドックのほか、毎日体調チェックを行うことで、明るく元気に働くことのできる職場環境を作る。
- (6) 職員同士でも言葉遣いや気遣いに配慮し、秩序正しい職場の雰囲気を作る。
- (7) 部署内外の情報交換、意見交換を積極的に行い、柔軟に連携がとれる関係を作る。
- (8) チェック表を活用し、分かりやすく統一したケアが行いやすい環境を作る。

4. 職員研修

- (1) 職員会議を業務の見直しの場とするだけでなく、職員の間性を高められる研修の場とする。
- (2) 専門職としての知識・技術の向上を図るため、各職員が施設内勉強会や外部の研修会に積極的に参加し、ケアの質の向上に努める。

- (3) 定期的に自己評価と面接（最低年2回）を行い、自分の仕事についてフィードバックし、振り返る機会を設けることで更なる成長を促す。

5. 施設の安全対策

- (1) 避難訓練 年間2回（5月・10月）の実施。
- (2) 自然災害時、お客様及び職員が冷静かつ迅速に対応できるよう、適宜対応マニュアルの見直しを行う。

6. 各種会議

- (1) 法人全体会議
- (2) 安全衛生委員会
- (3) 感染症委員会
- (4) 苦情・事故対策委員会
- (5) 給食会議
- (6) 職員会議
- (7) 業務会議
- (8) 身体拘束等適正化検討委員会・虐待防止委員会
- (9) 運営推進会議
- (10) ケアプラン検討会議

令和6年度 介護職員の養成等事業計画

(かるべの郷実務者研修・かるべの郷喀痰吸引等研修)

1. 事業の運営方針

平成19年に社会福祉士及び介護福祉士法等が一部改正され、介護福祉士の資質向上のため実務経験で介護福祉士の国家試験を受ける者に対し介護福祉士実務者研修の受講が必要となった。かるべの郷の職員だけでなく、近隣の法人職員の介護福祉士の資格取得とレベルアップのために上記の研修を昨年同様に実施する。

実務者研修では、通信教育により定められた科目の知識を取得できるよう課題を設定する。実際の介護については、決められたルーティンケアを実施するだけでなく、お客様の人生や置かれている環境を理解し、必要な支援を介護者全員で提供できるための介護計画とその実践について学ぶことを目的として、スクーリング授業を実施する。また、カリキュラム変更に対応した授業内容とし、日本語を母国語としない方にわかりやすい課題を設定する。

喀痰吸引等研修事業は、第2号研修（不特定の者多数）を実施する。基本研修を座学で学び、筆記試験に合格した者が、基本演習（モデル人形を用いて医療行為を実施）と実地研修（実際のお客様に対し看護師の指導の下定められた医療行為を実施）を行う予定とする。

法人内で実施する研修で介護の専門性を学び、介護に従事する職員が実務に活かせるよう、今後もやりがいを持って働き続けられるよう支援する。

2. 受講予定人数

研修名	定員
かるべの郷実務者研修	15名
かるべの郷喀痰吸引等研修	10名

令和6年度 かるべの郷居宅介護支援事業所事業計画

1. 事業の運営方針

- ・お客様が住み慣れた家や地域で末永く安心して生活していただけることを目的とする。
- ・お客様・ご家族様の思いやこれまでの生活を伺い、お客様の立場に立って支援する。
- ・お客様の楽しみや喜び・生きがいを知り、その人らしい人生について一緒に考える。
- ・お客様やご家族様のできること、協力していただけることが継続していただけるよう関わる。
- ・地域の皆様が、気軽に困りごと等の相談ができる事業所となる。
- ・24時間いつでも連絡可能な体制とする。
- ・積極的に研修に参加し、幅広い知識を持ち、分からないことは他職種と連携する。

2. 介護支援専門員の基本姿勢

- (1) 強制して人の行動を変えることはできない。私たちにできることは変化を援助することである。(Therapeutic Alliance)
- (2) お客様は自分でやることを決定し、それによって生じる問題を解決する力を持っている。(Autonomy)
- (3) お客様がそうできるよう必要な情報を提供し、適切な決定ができるように援助する必要がある。(Shared Decision Making)
- (4) よく聴くことによって、お互いの考え方を理解するチャンスが生まれる。(Listening, Empathy)

参考「医療現場の共感力」 編著石井均 金芳堂 2023

3. 職場環境

- (1) かるべの郷の職員としての誇りと自覚、責任感を持ち、事業所全体の質の向上に努める。
- (2) 地域の方が気軽に相談しやすい、選んでいただける事業所を目指す。
- (3) 明るく元気で働きやすい職場づくりとなるよう、お互いが注意しあえる職場となる。
- (4) 感染症対策等は継続して行い、徐々に会議等を開催し連携に努める。

4. 職員研修

- ・介護保険制度の最新情報を取得し、常にアップデートする。
- ・介護保険制度外や関連する制度についても学ぶ機会を持つ。
- ・相談支援専門員との事例検討会を通じて、切れ目のない支援について考える。

5. 各種会議

- (1) 法人全体職員会議
- (2) 安全衛生委員会
- (3) 感染症委員会
- (4) 職員会議
- (5) サービス担当者会議
- (6) 事例検討会
- (7) 虐待防止検討委員会・身体拘束等適正化検討委員会

6. 地域貢献

- ・『KARUBE・TREE×TREE』が“安心して住める町づくりの拠点”として、土日祝日も開所し、気軽に相談できる場所となる。
- ・Yタウン内にある事業所として、Yタウン内の活動や清掃行事等に協力する。

7. 本年度の目標

- (1) 自分の行動が「社是」「行動指針」「社訓」に沿ったものか、常に振り返る。
- (2) 介護支援専門員の質の向上のために、事例検討会で自己理解と他者理解を深める。
- (3) どんな状況の方でも、在宅生活が継続できるよう、様々な方向から考え支援する。
- (4) お客様やご家族の力を大切にしながら、自立支援を目指すケアマネジメントを行う。
- (5) お客様と地域との結びつきを大切にし、社会的処方についても取り組む。
- (6) 地域包括支援センター等と連携をとり、積極的に困難事例に対応する。
- (7) 介護・医療・福祉の知識と連携を深め、法令を遵守しつつ柔軟な対応ができる。
- (8) ICTを活用し、業務の軽減を図る。
- (9) 災害時にお客様にとって必要な支援を考え、地域の自治会や関連機関との協力体制を構築する。

令和6年度 高齢者相談センター事業計画書

高齢者相談センター名：高齢者相談センターやぶ

I 令和6年度 重点目標及び運営方針

- ・相談窓口を周知し、住民理解に努める。
- ・些細な事でも相談しやすい場所となるよう努める。
- ・相談に行きにくい人がいることを念頭にアウトリーチに努める。
- ・住み慣れた地域で暮らし続けるための支援を第一に考える。
- ・問題を一人で抱え込まず、行政・医療・介護・福祉と連携、協力しながら進める。
- ・地域の力を活用できる支援を考えていく。

II 相談機能の充実と住民の利便性を図るための具体策

1 地域との連携

- ・行政との連携・・・連携や情報共有を密にし、協力し合う。
- ・医療との連携・・・養父市援助職者が学ぶ会の医療連携を基礎に、相談センターの役割を理解してもらい、協力し合う。
- ・介護支援専門員・サービス事業者との連携・・・一人ひとりの利用者の支援から協力関係を醸成していく。
- ・地域住民との連携・・・地域との縁を大切に支援していく。

2 広報活動

- ・医師会・医療機関へ相談センターとして挨拶する
- ・関係機関との連携
- ・民生委員との連携
- ・看板の設置
- ・支援の実績を積むことで、存在価値をアピールする。

3 その他

- ・法人の地域貢献の事業であることを意識し、地域住民の利便性を高める。
- ・年末年始を除き、年中無休で対応する。
- ・緊急時は電話で24時間対応する。
- ・高齢者相談センターようかと協力して、認知症の人と家族の一体的支援に取り組む。

Ⅲ 各事業の進め方（目標と具体策）

1 総合相談支援業務
<ul style="list-style-type: none">・ 住み慣れた地域で暮らし続けるために、必要なこと、できそうなことを考える。・ ニーズを把握する。（訴えだけでなく真のニーズに気づく）・ 持っている力（ストレングス）を見積もる。・ 本人が主体者となるよう、エンパワメントの視点を持つ。・ 地域の力を見積り、地域の支援者を育てる。・ 必要な情報を分かりやすく提供する。・ 地域の関係機関の会議等に参加する。
2 権利擁護業務
<ul style="list-style-type: none">・ 事業所内外での研修に参加する。・ ニーズに即した適切な機関やサービスにつなげる。・ 相手に尊厳をもって接する。・ 成年後見・消費者被害の情報を発信する。・ サービス事業所等からの情報収集を行う。・ 市と連携して動く。・ 今までの経験とネットワークを活用する。
3 ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業）
<ul style="list-style-type: none">・ 本人・家族に丁寧に説明し、居宅介護支援事業所の自己選択を促す。・ サービスを使うためのマネジメントにならない。・ 本人のできることで、できにくいことをはっきりさせる。・ できにくいことの、どこに支援が必要か見極める。・ 本人の生きがい、自己実現を考える。・ 先を見据えて支援する。・ 活動的で生きがいのある生活を送れるよう支援する。
4 介護保険サービス支援
<ul style="list-style-type: none">・ 住宅改修・福祉用具の購入にあたっては、専門職の意見を取り入れる。・ 医療機関と意識して連携する。・ 長寿の郷のリハビリ専門職、訪問リハビリ、訪問看護等専門職等と連携を図る。・ 常に新しい知識を意識して学ぶ。・ 自分の経験値だけで語らない。・ 必要とされる時にスムーズに支援に入れるよう、継続的に状況を確認する。・ 介護保険サービスを使わない場合のリスクを前もって説明する。

令和6年度 高齢者相談センター事業計画書

高齢者相談センター名：高齢者相談センターようか

I 令和6年度 重点目標及び運営方針

- ・相談窓口を周知し、住民理解に努める。
- ・些細な事でも相談しやすい場所となるよう努める。
- ・相談に行きにくい人がいることを念頭にアウトリーチに努める。
- ・住み慣れた地域で暮らし続けるための支援を第一に考える。
- ・問題を一人で抱え込まず、行政・医療・介護・福祉と連携、協力しながら進める。
- ・地域の力を活用できる支援を考えていく。

II 相談機能の充実と住民の利便性を図るための具体策

1 地域との連携

- ・行政との連携・・・連携や情報共有を密にし、協力し合う。
- ・医療との連携・・・養父市援助職者が学ぶ会の医療連携を基礎に、相談センターの役割を理解してもらい、協力し合う。
- ・介護支援専門員・サービス事業者との連携・・・一人ひとりの利用者の支援から協力関係を醸成していく。
- ・地域住民との連携・・・地域との縁を大切に支援していく。

2 広報活動

- ・医師会・医療機関へ相談センターとして挨拶する
- ・関係機関との連携
- ・民生委員との連携
- ・看板の設置
- ・支援の実績を積むことで、存在価値をアピールする。

3 その他

- ・法人の地域貢献の事業であることを意識し、地域住民の利便性を高める。
- ・介護保険だけでなく、障害分野も含めての多様な相談に対応する。
- ・緊急時は電話で24時間対応する。
- ・高齢者相談センターやぶと協力して、認知症の人と家族の一体的支援に取り組む。

Ⅲ 各事業の進め方（目標と具体策）

1 総合相談支援業務
<ul style="list-style-type: none">・ 住み慣れた地域で暮らし続けるために、必要なこと、できそうなことを考える。・ ニーズを把握する。（訴えだけでなく真のニーズに気づく）・ 持っている力（ストレングス）を見積もる。・ 本人が主体者となるよう、エンパワメントの視点を持つ。・ 地域の力を見積り、地域の支援者を育てる。・ 必要な情報を分かりやすく提供する。・ 地域の関係機関の会議等に参加する。
2 権利擁護業務
<ul style="list-style-type: none">・ 事業所内外での研修に参加する。・ ニーズに即した適切な機関やサービスにつなげる。・ 相手に尊厳をもって接する。・ 成年後見・消費者被害の情報を発信する。・ サービス事業所等からの情報収集を行う。・ 市と連携して動く。・ 今までの経験とネットワークを活用する。
3 ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業）
<ul style="list-style-type: none">・ 本人・家族に丁寧に説明し、居宅介護支援事業所の自己選択を促す。・ サービスを使うためのマネジメントにならない。・ 本人のできることに、できにくいことをはっきりさせる。・ できにくいことの、どこに支援が必要か見極める。・ 本人の生きがい、自己実現を考える。・ 先を見据えて支援する。・ 活動的で生きがいのある生活を送れるよう支援する。
4 介護保険サービス支援
<ul style="list-style-type: none">・ 住宅改修・福祉用具の購入にあたっては、専門職の意見を取り入れる。・ 医療機関と意識して連携する。・ 長寿の郷のリハビリ専門職、訪問リハビリ、訪問看護等専門職等と連携を図る。・ 常に新しい知識を意識して学ぶ。・ 自分の経験値だけで語らない。・ 必要とされる時にスムーズに支援に入れるよう、継続的に状況を確認する。・ 介護保険サービスを使わない場合のリスクを前もって説明する。

令和6年度 相談センターpolaris 事業計画

(養父市ひきこもり相談支援センター)

1. 事業の運営方針

「ひきこもり」とは、不登校や就労の失敗をきっかけに、何年もの間自宅に閉じこもり続ける状態像をさす言葉である。診断名ではなく状態像であり、①6か月以上社会参加していない、②非精神病性の現象である、③外出していても対人関係がない場合はひきこもりと考える、の定義がある。長期に及ぶひきこもりの問題は、本人や家族の自助努力だけで解決することは極めてまれである。内閣府の調査では15～39歳に絞られていたが、平成30年の調査では40～64歳で61万人と、8050（はちまるごーまる）問題などの高齢化が問題視されている。

社是に則り、「生きがいのある人生」を送ることが出来るような支援を心掛ける。周りからみた評価でなく、お客様やご家族様が、少しでもニコニコと人生を送ることが出来るような支援を目指す。時間のかかる支援となるが、あきらめずに支援を継続する。

2. 業務内容

- (1) 居場所の開設（週5日）
- (2) 電話・来所相談への対応、訪問による相談
- (3) 家族・本人への支援
- (4) 市の開催する学習会、家族会等への協力
- (5) 関係機関と連携し、進学・就労等の支援
- (6) 関係機関とのネットワーク会議
- (7) 事業目的達成のための啓発活動

3. 重点的目標

- ・相談センターの周知徹底
- ・居場所の環境整備
- ・ひきこもりに関する啓発活動

令和6年度 かるべの郷ホームヘルプステーション事業計画

1. 事業の運営方針

- ・「社是」「行動指針」「社訓」に基づき、お客様とご家族様に誠意を持って支援を提供する。
- ・お客様が本来お持ちの力を活用してその人らしく安心して過ごせるよう支援する。
- ・地域の関係機関等と連携し、地域福祉に努める。

2. サービスの質の向上

- ・適宜モニタリングを行い、お客様に適した支援内容かを振り返る。
 - ・お客様の思いに寄り添い、法令を遵守しつつ、お客様に満足して頂けるサービスを提供する。
 - ・ヒヤリハット、苦情、事故報告等で、再発防止に努め、事業所のカイゼンに努める。
 - ・職員間だけでなく介護支援専門員や他職種との連携を重視し、情報共有に努める。
- ※カイゼン：業務の中にある無駄を排除し、より価値が高いものだけを行えるようにする活動

3. 職場環境

- ・日頃気になったことについて話し合い、お互いの意見を尊重し合える職場環境を築く。
- ・元気に働くことができるよう、職員の心身の健康管理に留意し、心配事や悩み事などもすぐに誰かに相談できる職場環境を作る。

4. 職員研修

- (1) リモート研修等に参加し、介護、医療、障がいの知識について学ぶ。
- (2) 定期的（年2回）に自己評価と面接を行い、自分自身の仕事の振り返りを行い、更なる成長を促す。

5. 各種会議

- (1) 法人全体職員会議
- (2) 安全衛生委員会
- (3) 感染症委員会
- (4) 職員会議
- (5) サービス担当者会議
- (6) 苦情、事故解決会議

(7) 虐待防止検討委員会・身体拘束等適正化委員会

6. 本年度の目標

- (1) 「社是」「行動指針」「社訓」に基づいた行動を考え、職員会議で共有しカイゼンに取り組む。
- (2) 決められたサービスだけをするのではなく、サービスの目的を理解し、目的にふさわしい内容であったが、常に支援について振り返る。
- (3) 研修を計画的に実施し、法改正や虐待防止などの必要知識・技術等の修得を目指す。
- (4) 地域で感染症が発生した場合でもお客様に必要なサービスが提供できるよう、マニュアルを理解し、手洗い・うがい・マスク着用等感染症対策を徹底する。

令和6年度 かるべの郷ドリームワークス事業計画

1. 事業の運営方針

「社是」「行動指針」「社訓」に基づき、お客様・ご家族様・地域住民に喜んでいただけるサービスを提供する。

- (1) お客様が、元来持っている「強さ・力」に着目して支援する。
- (2) 地域との関わりをもち、地域に貢献する。
- (3) お客様と積極的にコミュニケーションをとりニーズを把握し支援に努める。
- (4) お客様、地域の方にとって魅力のある事業所にする。

2. 作業内容・訓練内容

作業内容	地域清掃(ごみ拾い・落ち葉掃き・雪かき等) 洗車(公用車・職員・外部) 農業(野菜・花・肥料・養蚕) 販売(かるべの郷ドリームワークス内・市役所・社協・フルーツの里等) ※販売場所について、今年度から新たに養父市民交流広場の一面を使用し、市内の3事業所が合同で物販を行う予定となっている。 ※販売ルートの拡大について、ToCSA(トコサ)サービスとの連携を検討する。 法人の下請(居室清掃・屋外清掃) 外部委託(養父市民交流広場) 内職(ドリームアマゾン・ルフルーヴ・TSK(株)・ハピネス等) 外部下請(住環境システム協同組合・神戸紅茶等)
就労訓練	施設外支援、仕事評価
生活支援	余暇活動・健康管理・社会参加等

3. 年間行事計画

4月	お花見会	10月	市民ドック・地域の秋祭り
5月	消防訓練	11月	消防訓練、外出行事
6月	お楽しみ会(七夕)	12月	忘年会
7月	広谷観音祭り	1月	初詣・十日えびす参拝
8月	かるべの郷夏祭り	2月	節分・バレンタイン
9月	収穫祭	3月	ひな祭り

※毎月の行事：季節に応じたお楽しみ会を開催する。また、誕生者のお祝いとして、ケーキをお客様に提供させて頂く。

4. 職場環境

- (1) かるべの郷の職員としての誇りと自覚を持ち、自主的に仕事に取り組める職場を作る。
- (2) お客様や職員が安心・安全に勤めることができるよう、必要に応じて適宜環境を整える。
- (3) 職員の健康管理と健康保持に十分留意するとともに、明るく活気があり、誰もが働きやすい環境を作る。

5. 職員研修

- (1) 施設内外の研修に積極的に参加して専門的な知識や技術を身につけ、人間力や対応力を高め、サービスの質の向上を目指す。
- (2) 定期的に自己評価と面接(年2回)を行い、振り返る機会を設けることで更なる成長を促す。
- (3) 職員同士で感染症研修会(年1回)、虐待防止・身体拘束廃止研修を実施することで、感染症や虐待等に関する知識を深め、適切な対処が行えるようにする。

6. 施設の安全対策

- (1) 消防訓練 年間2回 南但消防本部と合同避難訓練(総合訓練)の実施。
- (2) 自然災害時、お客様及び職員が冷静かつ迅速に対応できるよう、適宜対応マニュアルの確認・見直しを行う。

7. 各種会議

- (1) 法人全体職員会議
- (2) 職員会議
- (3) 安全衛生委員会
- (4) 感染症委員会
- (5) 身体拘束等適正化委員会
- (6) 虐待防止委員会
- (7) 苦情・事故対策委員会
- (8) 給食会議
- (9) 個別支援会議
- (10) 評価会議
- (11) サービス担当者会議
- (12) 業務検討委員会

(13) サービス向上委員会

8. 本年度の目標

- ・お客様の健康管理・服薬管理・体調管理を支援する。
- ・お客様のニーズや意思決定に基づいた支援計画を作成し、職員が統一した支援を行う。
- ・お客様の就労意欲を高めながら、他機関との連携を図り、就労移行や就労定着の支援を行う。
- ・新規お客様の確保と利用定着にむけての支援を行う。
- ・地域清掃や地域行事に参加することにより地域に貢献する。
- ・工賃向上に向けて、販売ルートの拡充や、新たな外部作業の開拓に努める。
- ・お客様が喜びや楽しみを持つことができ、就労意欲の向上や前向きな気持ちで生活できるように支援を行う。

9. 農福連携

開設当初から取り組んでいる農業を進めることにより地域貢献を図る。また市内で生産した作物の一次加工に力を入れ「地産地消」を目指していく事で、お客様と共に地域に寄与できる事業にしていく。

10. 就労支援・定着支援

養父市障がい者等就労促進支援事業を積極的に活用し、お客様の一般就労に向けての支援を強化する。また、就労に伴う環境変化や生活に課題が生じている方に対して就職後も相談にのり必要に応じ事業所に出向き定着支援を行う。

- (1) 事業所の事業主、障がい福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の連絡調整を行う。
- (2) 雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。
- (3) 障がい者就業・生活支援センターや相談支援事業所と連携を行い長期就労出来るよう支援していく。

令和6年度 かるべの郷ドリーム相談所事業計画

1. 事業の運営方針

「社是」「社訓」「行動指針」に基づいた対応をし、お客様が生きがいのある自立した生活を送って頂けるよう支援する。

前年度と同様に精神科病院に入院されている方の地域移行支援をより一層進めていく。

- (1) 社是「高齢者や障がいのある方が生きがいのある人生を送ることを支援します」に基づき、地域で当たり前で生活するという事を目指し、充実した相談支援を行う。
- (2) 行政・医療機関・サービス事業所との連携を行い、より良いサービスの提供に努める。
- (3) お客様の最善の利益に基づいてお客様が自ら意思決定ができるように支援する。

2. 職員研修

- ・兵庫県主催の研修に参加し、相談支援の現状や考え方についての理解を深める。
- ・他事業所との情報交換に努め、相談支援の充実を図る。
- ・事業所で毎週行っているミーティングで情報交換だけではなく、研修や会議の振り返り、ケース検討を実施し、サービスの向上に努める。

3. ピアサポーター活動

精神障がいの当事者であるピアサポーターを雇用し、共に精神科病院に入院されている方の退院促進、地域生活の定着の働きかけを行っていく。医療機関、豊岡健康福祉事務所、朝来健康福祉事務所と連携を取り、より一層地域移行、地域定着が進むように取り組んでいく。

退院促進だけではなく、より多くの方に精神障がいを理解して頂ける様に民生委員や地域の方、高校生を対象にした講演会を積極的に行う。

精神科病院から退院するための支援だけではなく、ひきこもり支援やグループホームから退所後の地域生活への支援等多岐にわたってピアサポーターが関わられるよう、新たな事業にも積極的に取り組んでいく。

- (1) 個別支援(病院訪問、自宅訪問等) *退院に向けての準備、退院後の支援
- (2) 個別面談(大植病院、但馬病院) *退院したい気持ちを引き出す支援
- (3) 院内説明会(大植病院、但馬病院) *退院に対する不安を解消する支援
- (4) 事業所体験プログラム(ドリームワークス、グループホーム夢一等)
- (5) 生活訓練プログラム

- (6) 講演会
- (7) 但馬ピアサポーター交流会
- (8) ピア連絡会

4. 各種会議(施設内)

- (1) 法人全体職員会議
- (2) 職員会議
- (3) 安全衛生委員会
- (4) 感染症委員会
- (5) 身体拘束等適正化委員会
- (6) 虐待防止委員会
- (7) 苦情・事故対策委員会
- (8) ミーティング
- (9) ピアサポーター連絡会
- (10) サービス担当者会議

5. 各種会議(施設外)

- (1) 養父市主任相談支援連絡会
- (2) 養父市相談支援専門員連絡会
- (3) 朝来市主任相談支援連絡会
- (4) 朝来市相談支援専門員連絡会
- (5) 但馬圏域障がい者主任相談支援専門員連絡会
- (6) 但馬圏域障がい者相談支援事業担当者連絡会議
- (7) 精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会
- (8) 精神障がい者地域移行・地域定着戦略会議
- (9) 養父市自立支援協議会
- (10) 朝来市障がい者自立支援協議会

6. 本年度の目標

- (1) 相談支援事業所として、相談援助技術など自己研鑽を行う。
- (2) お客様の最善の利益に基づいた意思決定が自身でできるように支援する。
- (3) 就労支援機関と連携し、就労移行や就労定着に取り組んで行く。
- (4) 各種会議に参加し障がい福祉・相談支援の現状を理解すると共に、行政、医療機関、他事業所と意見交換し地域福祉の充実を図っていく。
- (5) 今年度も朝来健康福祉事務所・豊岡健康福祉事務所と共にピアサポーターの養成や雇

用に取り組む。

- (6)入所施設やグループホームからの地域移行に取り組んでいく。
- (7)主任相談支援専門員を配置している事業所として兵庫県の相談支援専門員の人材育成に取り組んでいく。

令和6年度 かるべの郷ドリームブリッジ事業計画

(自立生活援助事業)

1. 事業の運営方針

社は「高齢者や障がいのある方が生きがいのある人生を送ることを支援し、地域に貢献します。」を目標に、地域で生活するという当然の生活が実現できるよう、お客様の思いに寄り添いながら支援を行うと共に、利用者と地域とをつなげる橋渡しを行う。

ピアサポーターを地域生活支援員として雇用し、当事者の力を活かしお客様のニーズの把握、共感に努める。

2. 職員研修

- ・事業所で毎週行っているミーティングで情報交換だけではなく、研修や会議の振り返りやケース検討を実施し、サービスの向上に努める。
- ・定期的に自己評価と面接（年2回）を行い、振り返る機会を設けることで更なる成長を促す。

3. 各種会議

- (1) 法人全体職員会議
- (2) 職員会議
- (3) 安全衛生委員会
- (4) 感染症委員会
- (5) 身体拘束等適正化委員会
- (6) 虐待防止委員会
- (7) 事故検討委員会
- (8) ミーティング
- (9) ピアサポーター連絡会
- (10) サービス担当者会議
- (11) 個別支援会議

4. 本年度の目標

- (1) お客様の強みや可能性に着目し、安心感を持って自立した生活が送れるように支援する。

- (2) お客様の最善の利益に基づいた意思決定が自身でできるように支援する。
- (3) 多職種や他業種、地域等の関係機関と協力しながらお客様が安心して地域で生活ができるように支援を行う。

令和6年度 かるべの郷グループホーム夢一事業計画

1. 事業の運営方針

「社是」「社訓」「行動指針」に基づき、障がいや疾病に関わらず、地域で普通の生活を送ることを支援する。

かるべの郷グループホーム夢一が、精神科病院入院者や地域の方にとって、生活の立て直しの訓練の場となり、安心して地域への移行ができるように支援していく。訪問看護や就労継続支援B型、生活介護といった必要なサービスが利用できるよう、主治医や相談支援専門員との連絡を密にする。

サテライト住居を活用し、スムーズな地域生活への移行を支援していく。

(1) 日常生活に必要な援助及び相談

お客様の生活の意向を定期的に確認し意思決定に基づいた計画作成を行うことで目標達成に向けた個別支援を行う。毎月のミーティングや居室訪問の中で生活上の困りごとを相談しお客様同士で話し合う機会を作る。精神科病院を退院し入居された方に対し、ピアサポーターが生活での困りごとの相談や支援を行う。

(2) 食事の提供

健康に生活できるよう、併設施設の管理栄養士のアドバイスを受けながら、バランスの取れた食事を提供する。

(3) 健康管理・金銭管理の援助

健康に生活できるよう、通所事業所や訪問看護と連携を取りながら、服薬管理や体調管理を行う。

年1回の市民ドックへの参加を促し健康に過ごして頂けるように支援する。

金銭管理についても、自立を促しながら、必要に応じた支援を行う。状況に応じて日常生活自立支援事業などを紹介していく。

(4) 余暇活動の支援

リズムのある生活が送れるよう、休日の余暇活動も支援する。

お客様同士の交流を深めると共に、楽しみが持てるように外出行事を計画する。

(5) 緊急時の対応

体調不良時には、協力医療機関や主治医などの関係機関と相談しながら支援する。

また、地域の防火訓練に参加し、地域と連携していく。

(6) 職場等との連絡・調整

職場や通所事業所等に安定して通所できるよう、必要に応じて連絡・調整を行う。

(7) 地域の中で暮らす

地域の行事に参加し、地域住民としての役割を果たす。

2. 職員研修

- (1) 施設内外の研修に積極的に参加し、専門的な知識や技術を身につけ、人間力や対応力を高めサービスの質の向上を目指す。
- (2) 定期的に自己評価と面接（年2回）を行い、振り返る機会を設けることで更なる成長を促す。

3. 施設の安全対策

- (1) 消防訓練 年間2回南但消防本部と避難訓練（総合訓練）の実施。地域と連携した防災訓練への参加。
- (2) 自然災害時、お客様及び職員が冷静かつ迅速に対応できるよう、適宜対応マニュアルの確認・見直しを行う。

4. 各種会議

- (1) 法人全体職員会議
- (2) 安全衛生委員会
- (3) 感染症委員会
- (4) 身体拘束等適正化委員会
- (5) 虐待防止委員会
- (6) 苦情・事故対策委員会
- (7) 給食会議
- (8) 職員会議
- (9) ピアサポーター連絡会
- (10) 但馬病院精神科訪問看護との情報交換会
- (11) サービス担当者会議
- (12) 個別支援会議

5. 本年度の目標

- (1) お客様の精神的・身体的安定を図る。
- (2) お客様の最善の利益に基づいて自身で意思決定ができるように支援する。
- (3) 地域の中の事業所である事を意識し、地域住民としての役割を果たす。
- (4) 相談支援や通所事業所等と連携しお客様がより良く生活できるよう包括的に支援する。
- (5) 行政・健康福祉事務所・医療機関と連携し、精神障がい者の福祉向上に努める。
- (6) 相談支援事業所と連携しながら地域生活への移行を支援する。
- (7) 入院者に対しスムーズに退院ができるように医療機関と連携しながら支援する。

令和6年度 かるべの郷多機能型事業所ドリームスペース事業計画

(就労継続支援B型事業・生活介護事業)

1. 事業の運営方針

今後も、「社是」「行動指針」「社訓」に基づき、お客様・ご家族様・地域住民に喜んでいただけるサービスを提供する。

障害のある方が生き甲斐のある人生を送ることができるように、就労の機会や安心して過ごすことのできる場所を提供していく。

- (1) お客様が、元来持っている「強さ・力」に着目して支援する。
- (2) 地域との関わりをもち、地域に貢献する。
- (3) お客様とコミュニケーションをとり心身の体調把握と意志や希望の確認に努める。
- (4) 地域の方、お客様、ご家族様にとって魅力のある事業所にする。

2. 年間行事計画

利用されるお客様へ、誕生月にお祝いさせて頂く事や、季節毎の行事・外出行事を計画し、毎日の生活の中で楽しみや生きがいとじていただける事や他者との関わりを持ちながら安心して過ごせる場所を提供し支援をさせて頂く。

4月	お花見外出	10月	市民ドック、外出
5月	消防訓練、外出	11月	消防訓練、外出
6月	外出、クッキング	12月	クリスマス、忘年会
7月	七夕、外出	1月	初詣、クッキング
8月	クッキング	2月	節分、クッキング、
9月	運動行事、外出	3月	ひな祭り、クッキング

3. 生産活動及び作業の内容

- (1) 農作物の生産、販売
- (2) 各種業者からの下請作業
- (3) 洗車
- (4) 清掃作業

4. 職場環境

- (1) 毎月、「社是」に沿った目標を掲げ、職員一人一人が行動し振り返りを行うことにより、各自が誇りと責任感をもって仕事に取り組むことができる職場環境を作る。
- (2) プラス思考を身につけ自己研鑽に励み、サービスの改善に向けて積極的に挑戦することができる職場環境を作る。
- (3) 職員の心身の健康管理に留意し、明るく元気に働くことのできる職場環境を作る。

5. 職員研修

- (1) 施設内外の研修に積極的に参加し、専門的な知識や技術を身につけ、人間力や対応力を高めサービスの質の向上を目指す。
- (2) 定期的に自己評価と面接（年2回）を行い、振り返る機会を設けることで更なる成長を促す。

6. 施設の安全対策

- (1) 消防訓練 年間2回南但消防本部と合同避難訓練（総合訓練）の実施。
- (2) 自然災害時、お客様及び職員が冷静かつ迅速に対応できるよう、適宜対応マニュアルの確認・見直しを行う。

7. 各種会議

- (1) 法人全体職員会議
- (2) 安全衛生委員会
- (3) 感染症委員会
- (4) 身体拘束等適正化委員会
- (5) 虐待防止委員会
- (6) 給食会議
- (7) 職員会議
- (8) 個別支援会議
- (9) 評価会議
- (10) 苦情・事故対策委員会
- (11) サービス担当者会議

8. 本年度の目標

- ・お客様の持つ力と可能性を信じ、力を上手く発揮できるような支援を行う。
- ・お客様の困り事や心配事などの思いを個別に聞く環境を整え、信頼関係を築く事で、安心して利用をして頂ける事業所を目指す。
- ・お客様の心身の体調異常が早期発見出来るよう、職員間の情報共有を密に行う。
- ・多機能型事業所である事を生かし、様々な世代の方と関わる機会を提供し、常に新しい技術や変化を取り入れる。
- ・外部作業や外出行事を通して、地域との関わりを積極的に持ち、自立した日常生活や地域生活への支援を行う。
- ・就労移行や就労定着に向け、お客様と目標を共有し、作業やコミュニケーションを通し必要なスキルを身に着ける事ができるよう支援を行う。
- ・お客様にとって適切な支援を受ける事ができるよう、行政・相談支援事業所・主治医等と連携する。
- ・お客様の思いを尊重し、自ら意思決定ができるよう支援を行う。

令和6年度 かるべの郷放課後等デイサービス事業計画

1. 事業の運営方針

今後も、「社是」「行動指針」「社訓」に基づき、お客様・ご家族様・地域住民に喜んでいただけるサービスを提供する。

未来ある子ども達に対し適切な療育を提供し、将来的な自立に向け自尊心を育て、社会適応力を身につけていけるよう支援していく。

- (1) お客様が、元来持っている「強さ・力」に着目して支援する。
- (2) お客様とコミュニケーションをとり心身の体調把握と意志や希望の把握に努める。
- (3) お客様やご家庭の状況の把握に努め、関係機関と連携し包括的に支援する。
- (4) 心身及び社会的な健康・幸福を追求し、ウェルビーイングの実現を目指す。

2. プログラム内容

- (1) 社会生活や対人関係を円滑に営むため SST を実践し、社会生活に必要なスキルの向上を目指す。
- (2) お客様の個性や特性に合わせ、スケジュールの使用、絵カードや文字・タイムタイマーや時計等を使用し、お客様が安心して過ごしていただけるように環境を整えていく。
- (3) お客様の興味や関心を大切にし、意欲を持って活動することにより効果的に発達を促進していけるよう支援する。
- (4) お客様の持つ力を意識し、成功体験を積み重ねて頂く事で自己肯定感を高めていけるよう支援する。
- (5) 集団活動、個別活動、外出行事など様々な活動の機会を提供することにより、社会性の向上を目指す。

3. 職場環境

- (1) 毎月、「社是」に沿った目標を掲げ、職員一人一人が行動し振り返りを行うことにより、各自が誇りと責任感をもって仕事に取り組むことができる職場環境を作る。
- (2) プラス思考を身につけ、現状維持ではなく常にサービスを改善していけるよう、職員それぞれが積極的に挑戦していく事が出来る職場環境を作る。
- (3) 職員同士が互いに研鑽し合い、人間性を高め合える関係性を作る。

4. 職員研修

- (1) 施設内外の研修に積極的に参加し、専門的な知識や技術を身につけ、人間力や対応力を高め、サービスの質の向上を目指す。
- (2) 読書やオンライン研修などの機会を提供し、様々な知識の獲得を目指す。
- (3) 定期的に自己評価と面接（年2回）を行い、振り返る機会を設け、更なる成長を促す。

5. 施設の安全対策

- (1) 消防訓練：年間2回南但消防本部と合同避難訓練（総合訓練）の実施。
- (2) 自然災害時、お客様及び職員が冷静かつ迅速に対応できるよう、適宜対応マニュアルの確認・見直しを行う。

6. 各種会議

- (1) 法人全体職員会議
- (2) 職員会議
- (3) 安全衛生委員会
- (4) 感染症委員会
- (5) 身体拘束等適正化委員会
- (6) 虐待防止委員会
- (7) 苦情・事故対策委員会
- (8) 個別支援会議
- (9) サービス担当者会議

7. 本年度の目標

- (1) お客様の持つ力と可能性を引き出し、元来の能力を上手く発揮できるよう支援を行う。
- (2) お客様の思いを尊重し、自ら意思決定ができるよう支援を行う。
- (3) 行政・学校・相談支援事業所・医療機関と連携しながら、包括的に支援する。
- (4) 保護者が子どもの権利に目を向け尊重していけるよう、権利擁護への理解促進を図る。
- (5) 保護者支援を図ることにより、子どもの健全な育成に繋げる。
- (6) 専門的なプログラムを採り入れ、個々にあった支援を提供する。

社会福祉法人かるべの郷福社会 令和6年度事業計画

令和6年3月発行



社会福祉法人 かるべの郷福社会